

# 厚木市住みよいまちづくり条例等の一部改正の骨子に

## 対するパブリックコメント手続実施要領

### 1 目的

厚木市住みよいまちづくり条例は、平成15年に制定され本市のまちづくりに大きな役割を果たしてきましたが、制定から20年以上が経過し、少子化の進行に伴う人口減少や、頻発化・激甚化する風水害など、条例制定時には想定していなかった社会情勢や環境の変化が急速に進んでいます。

こうしたことから、時代に即した条例等の内容に改めるとともに、条例に規定すべき内容と規則に規定すべき内容の精査を行い、時代の変化により柔軟に対応できる条例等に改めるため、改正を行うものです。

つきましては、厚木市住みよいまちづくり条例等の一部改正の骨子について、市民の皆様のご意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

### 2 パブリックコメント手続の対象

厚木市住みよいまちづくり条例等の一部改正の骨子

### 3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（4月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（4月1日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

### 4 骨子の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で4月1日から5月8日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は都市計画課（電話 046-225-2401）又は開発指導課（046-225-2420）に連絡してください。

- (1) 市役所第二庁舎12階 都市計画課
- (2) 市役所第二庁舎13階 開発指導課
- (3) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (4) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (5) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (6) 保健福祉センター

- (7) 中央図書館
- (8) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (9) 市ホームページ

《市ホームページ閲覧ページ》



## 5 意見等提出期間

令和8年4月1日（水）から5月8日（金）まで

※ 郵送の場合は、5月8日の消印有効とします。

## 6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動を行う個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

## 7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。

《電子申請システム（申し込みフォーム）》



- (2) 市公式LINEにより提出する。

《市公式LINE》



(3) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所第二庁舎12階 都市計画課の窓口へ直接提出

イ 市役所第二庁舎13階 開発指導課の窓口へ直接提出

ウ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱  
に投函

エ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎1階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(ハ) 保健福祉センター

(ニ) 中央図書館

(ホ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

(4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市都市みらい部都市計画課都市計画係

(5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号

都市計画課 046-222-8792

(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス

都市計画課 4600@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市住みよいまちづくり条例等一部改正骨子パブリック  
コメント意見」

## 8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市住みよいまちづくり条例等の一部改正に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

(3) 提出された意見等の中で、「6 意見等提出資格」、「7 意見等提出方法」等に不備等があった意見については、パブリックコメント手続の対象外といたしますが、原則意見の公表を行います。